

《資料》

極東軍事裁判広田弘毅弁護関係史料の整理について

堀内 暢行

はじめに

- 1 整理作業
 - (1) 撮影
 - (2) ナンバーリングとワークシート作成手順
 - (3) 概要
 - 2 史料の運用
 - (1) 史料のデジタル化
 - (2) 保存
 - 3 史料の紹介
- おわりに

はじめに

近年、極東国際軍事裁判に関する史料が国立公文書館を中心に公開が進んでいる。⁽¹⁾それに伴い、当該裁判研究について史料を重視し、その上で新たな裁判像を模索する動きが学界を中心に拡がりをみせている。⁽²⁾

極東国際軍事裁判はアジア・太平洋戦争の勝利者側である連合国が、敗戦国である日本側の政治・軍事指導者28名を被告とし、彼等の戦争犯罪を審議した国際軍事裁判である。

それら被告のなかで唯一文官であった広田弘毅の弁護にたずさわった花井忠が所蔵していた関係史料を、2009年8月に国士館大学に寄贈されたことに従い、今回その整理と史料の概要について紹介することが本稿の目的である。本稿に入るまえに、本史料がどのような経過をたどり国士館大学付属図書館が入手するにいたったかについて簡単に触れておきたい。

本史料は2007年に東京都の古書店が入手し⁽³⁾、同年10月22日『日本経済新聞』が本史料についてのコラム記事を掲載した⁽⁴⁾。その記事を眼にした岡山県倉敷市の篤志家により購入された。2009年8月、それを図書館に寄贈されたという経緯である。よって、その史料の流出経緯は不明の部分が多い。また、詳細は本文にゆずるが、本史料が花井自身のものか否かという史料の性格に関わる重要な問題は、今回史料の整理を行うなかで、史料の出所が花井本人のものであることが確認できた。

戦犯裁判に関する史料の収集は、1954年に戦争受刑者世話会からの同事業に関する要望書が提出されたことに始まる。それを受けて法務省矯正局が1955年から史料の蒐集と編纂を含めて約15年にわたり大々的に調査収集を行⁽⁵⁾た。この調査に中心的に関わった豊田隈雄の回顧によれば、調査の中で、個々のA級戦犯の弁護人等から持ち帰った関係史料の提出を求めた結果、大量の史料が寄贈されたとしている⁽⁶⁾。そのなかには花井忠、その補佐弁護人を務めた守島伍郎の名前もあり、今回図書館に寄贈された史料はその残蔵史料と考えられる。なお、図書館に所蔵されている速記録等の極東裁判史料⁽⁷⁾は豊田らが収集活動をおこなった際に重複したものを、「東京裁判に最も関心の深い大学に譲渡することとし」、1970年に提供されたものである⁽⁸⁾。

このように史料の入手経緯には一部不明の点があるものの、裁判を知る上で貴重な史料であることには疑いがない。よって、それらの問題については今後の問題として、本文にうつりたいと思う。

なお、本史料の整理は執筆者と国士舘大学大学院人文科学研究科博士課程の篠塚広海の二名が担当した。

1 整理作業

実質的な整理作業は、2009年11月より執筆者と篠塚の2名で開始した。

まず史料の状況であるが、史料が寄贈された際の状況は3つの箱に区分けされていた⁽⁹⁾。さらに史料を販売した古書店が作成した簡易目録を事前に入手しており、それにならって管理袋に封入し箱に収められていた。作業員によ

る整理はこれを引き継ぐ形で開始した。各箱には、概算で135点・7点・32点の史料を確認した。このように、通常の史料整理とは異なり、原秩序の保持等が行えない状況の下に史料の整理を開始せざるを得なかった。

以下、整理手順を記していくこととする。なお、本稿に「極東軍事裁判広田弘毅弁護関係文書目録（簡略版）」を付している。それを参照していただきたい。

（1）撮 影

まず、第一の整理作業として全ての史料の撮影を行いつつ、史料の状況を確認した。この際撮影した保存データは、あくまで整理作業時に活用することが目的であり、後述するが閲覧・保存用データは専門業者に委託した。

撮影方法であるが、通常ならば、近年主流であるデジタルカメラによる鳥瞰撮影となるが、今回は図書館が所有するブックスキナー（ZEUTSCHEL社製 BOOKCOPY）を主に使用した。保存形式は、当初 tiff フォーマットでの保存を目指したが、便宜上から PDF フォーマットでの保存となった。総コマ数は7,145点であった⁽¹⁰⁾。その際、撮影作業による史料の破損を防ぐため、金属製ステープラー等を取り除いた。

史料の状態は、個々の史料によりその状態にばらつきが見られたが、経年劣化はもちろんのこと、当時の紙質の問題も相俟って一部の史料に著しい劣化が見られた。こうした状況に鑑み、後述のように史料公開に際しては、史料の保存を重視し画像での閲覧を作業従事者より提案した次第である。

（2）ナンバリングとワークシート作成手順

史料を整理するにあたり、各史料に番号を付した。その際、簡易的に箱詰め形態を原秩序と仮定し、箱1・2・3に対して、各々ローマ数字Ⅰ・Ⅱ・Ⅲとした。これに「-」ハイフンを用いて各史料一件毎に番号を付し、それを以て史料 ID 番号とすることにした。これにより史料の保管場所も ID からすぐさま把握できるようにした。

以上の作業を終えた後、史料の内容を把握するためにワークシートを作成した。

ワークシートに登載する項目は以下のとおりとした。

箱番号／ID／番号／題名／作成年月日／概要／作成者（差出人）／枚数／備考

「箱番号」と「ID」については、前記の通りである。次にそれ以外の項目について個々に説明していくこととする。

・番号

「番号」は簿冊・ファイルの内容を細分化し、その各々に「ID」にハイフンを用いて枝番号を付した。その際、史料の内容に踏み込んで細分化を行う必要があり、その基準を明確にするため、下記のように規定を作成し作業を行った。

1. 何らかの形態により綴じられているものを一件とする。
2. 題名が付されている箇所を一件史料の分割点とする。
3. 内容が後続史料と接続できない箇所を分割点とする。
4. 3の場合には作業従事者間で協議し分割するか否かを決定する。

・題名

「題名」の採用方法は、「番号」と同様に下記のように規定を作成した。

1. 史料に題名が付されているものはそれをそのまま採用する。
2. 史料に付されている題名のみでは内容が把握できない際には概要にて補う。
3. 題名が付されていないものについては大括弧（〔 〕）を用いて題名を作成する。
4. 旧漢字は常用漢字に、カタカナは平仮名に適宜改める。その際、固有名詞は旧漢字をそのまま用いることとする。

・年月日

「作成年月日」は、確実に判明した史料のみ採用するにとどめた。その理由の一つに、本史料は極東裁判前後の数年間に作成されたものは内容から明白であるとともに、比較的短期間の中で作成日を推定することが困難であるためである。それにより、たとえ推定年月日を付したとしても利用者に有効な情報とはならないと考えた結果である。

なお、史料に年月日と思われる数記号は内容と照らし合わせた上で採用した。

例：1947II3→1947年2月3日

・概要

「概要」は下記のような規定に基づいて作成した。

1. 史料「題名」で内容がある程度判別できるものについては特に記載しない。
2. 弁護側・検察側どちらかの史料と判断できるものについては、それを記載する。
3. 他の史料と関係があると思われる場合、は判る範囲で記載する。

例：他の英文史料の邦訳

4. 史料の情報として必要な文中の文言、特に重要な固有名詞は採用する。

例：Def. Doc. No. 638-A

5. 旧漢字は常用漢字に、カタカナは平仮名に適宜改める。その際、固有名詞は旧漢字をそのまま用いることとする。

・作成者・枚数・備考

「作成者」は確実に署名があるもののみを採用することとした。「枚数」については、紙の裏を使用している場合にも1枚とカウントし、簿冊の丁数も1枚とカウントした。「備考」には、整理を行う際に特記すべき事項と不明事項について記載した。

以上のように、各事項を採用する際に簡単ではあるが、規約を設けてワークシートの作成を行った。

(3) 概要

以上、個々の規定に準じてワークシート作成作業を行った。このなかで、前述した古書店が作成した目録との照合作業もおこなった。作業の期間は、撮影作業を含めて約4ヶ月間を費やした。

結果、以下のように本史料群の概要を把握することができた。

箱番号Ⅰは、他の2箱と比して、花井を中心とする弁護団が作成した史料が中心であった。花井以下その弁護団が作成したとする根拠は、史料の多くに広田弁護団の関与した人物の署名が確認できたことにある。他の2箱は、裁判時に配布された史料や、GHQが作成した史料といった准刊行物の多くで占められていた。さらに、箱番号Ⅲは英文タイプ史料が多く含まれていた。つまり、本史料のなかで、固有であろうと思われる史料は箱番号Ⅰに集中していることが改めて確認できた。

こうしたことから、箱毎に史料の性質が異なっており、内容による分けを行う必要がないことから、作成したワークシートをそのまま活用する形で目録を作成することとした。よって、目録作成手順については、ワークシートのそれと重複するため、ここで特に説明することはしない。

2 史料の運用

(1) 史料のデジタル化

国士舘大学法学部比較法制研究所（以下、比研）のプロジェクトのなかの一つとして、本史料の運用を担うことになり、史料のデジタル化を業者に委託することとなった。その際に、コンピューター上で史料データのコマ内でキーワード検索を構築することも計画に盛り込み、デジタル化と併せて業者に委託した。実質的な作業を開始したのは2010年8月であった。

業者とは、作成方針について数回の打合せの後、下記のような確認をした。

・デジタル化と作成単位

1. デジタルフォーマットは PDF とする。
2. PDF は 1 頁で 1 ファイル作成。
3. ファイル名は「箱番号＋資料（史料）番号＋枝番号＋頁の連番」を付す。

・入力データフォーマット

1. シングル PDF ファイルの「注釈機能」に入力。
2. ワークシートに設けた各事項をそのまま入力し、それに加えて「入力仕様」で取り決めた内容を入力する。

・入力仕様

1. 入力規則
 - ①キーワード：人名・役職・年月日・場所等。
 - ②キーワードの繰り返し入力を行わない。
 - ③旧漢字は常用漢字に置き換えて入力する。
2. キーワード間の区切りは全角縦棒「|」を挿入する。
3. 写真・図版類のキャプション情報はそのまま入力する。
4. 入力データの校正は比研側が行う。

実際の作業に関わる事項が多いことから、多少簡略化したものであるが、以上がその確認事項である。

2012年 8 月段階において、業者に委託した総ての作業は完了しており、最終的な動作確認と、キーワード検索の仕様書の作成を待つ段階にある。

校正作業は史料整理にあたった執筆者と篠塚が担当した。しかしながら、7,000コマを越える膨大な量を請け負うには十分な時間を取ることが出来ず、完全な校正が完了しているとは言い難い状態である。この点は、運用していくなかで、随時修正していくことを付記させていただきたい。

(2) 保 存

史料は、ID（または No.）毎に中性紙袋に入れ、中性紙ボックスに収めた。史料の運用にも記したように、本史料は基本的にデジタルデータで運用する。よって、本稿執筆段階でその規則は定まっていないが、史料の現物を確認したいとする閲覧者がいる場合は何らかの許可を必要とすることが想定される。そういった特別のケース以外には図書館の貴重書庫室にて管理されることとなる。

3 史料の紹介

本史料は、本稿を以て、初めて社会に公開されたものではない。「はじめに」でも記したとおり、その存在はマス・メディアを通じて一般社会に広く知られたものであった。さらに歴史研究者により、すでに分析対象として研究の俎上に載せられている。

研究者の本史料を用いた研究として、例えば服部龍二は『広田弘毅―「悲劇の宰相」の実像』のなかで、本史料を用いて裁判の検討を行い、弁護士花井・補佐弁護士守島伍郎と広田の関係を繙くことを試みている⁽¹¹⁾。その際に扱われた史料は、史料 ID：I-80 である。詳細は服部の研究書にゆずるが、その「あとがき」のなかで「執筆のさなかに、広田の弁護人だった花井忠のもとに残された『東京裁判広田弘毅元首相弁護資料』にめぐり合えたことも好運であった」とし、これを用いたことにより、「陸軍との関係や日独伊三国軍事同盟などについて考察を深められただけでなく、巢鴨プリズンにおける広田の迷いや弁護人とのすれ違いもたどれた」と本史料を評価している⁽¹²⁾。

一方で、いまだ使用されていないものが多く含まれており、本史料が今後の裁判研究においてさらなる材料を与えるであろうことと考えられる。そうした未使用の史料を主眼に置きつつ、本史料全体の概要に触れながら、概略の紹介をしていくこととする。

2章の「概要」で少し触れたように、箱番号Ⅰは花井の弁護史料が中心であるが、箱番号Ⅱは裁判の判決関係の史料が占めており、箱番号Ⅲには英文

を中心とした史料で占められている。また、箱番号Ⅰ以外の二箱はタイプ史料が多く、ハンドライトの史料は僅少であった。さらに、史料の題名及びその内容から、箱番号Ⅱ・Ⅲの史料は裁判関係者に配布されたものが多いと推測される。

具体的には、目録の題名を参照してもらいたい。そこに示されているように、箱番号Ⅱには和文「判決書」（含、付属書）が多く、8点中7点がそれにあたる。また、箱番号Ⅲには、非文字史料を除いた25点中20点が英文を主とした言語を用いた裁判証拠資料と思われる史料が占めている。邦文史料はすべて「速記録」であるが、全てを網羅したものではなかった。この状況と前に示した豊田の回顧から鑑みるに、花井は法務省が執り行った史料調査事業に対して、広田弁護団として作成した資料及び配布資料における重複部分について、提出することはなかったと推察される。このことから、やはり本史料の特質を語るには箱番号Ⅰ（以下、「Ⅰ」と略称）について触れるべきであろう。

まず、確認すべきことは、広田の弁護を努めたのは花井であるが、その補佐弁護人には紆余曲折あったが、最終的には元外務官僚であった守島伍郎が勤め上げた。広田の弁護を語る上では花井よりもむしろ守島の活動を注視すべきなのかもしれない。というのも、本史料の主要であるⅠの史料の多くに守島の署名が付されており、花井の署名はほぼ出てこないのである。

例えば、Ⅰ-3「広田の立場の研究集」というファイルがある。本史料は、内容から判断するに、弁護側が広田を弁護するにあたり、どういった方針で対応にあたったかを示していると考えられる。広田の二度の外相時代、そして首相時代に起きた重要事件について各関係者からの聞き取り調査が行われその内容が記されている。「題名」にあげられた各項目を見る限り、広田が関与した、または政治的重責にあった時に起きた事件であり、さらに裁判に大きく関わる問題であるだけに、関係者がそれについて自発的に話したとも考えられる。しかしながら、Ⅰ-3-3-4「広田外相の対支外交」にしめされているように、項目が記された扉のみが綴られているものもある。よって、

弁護団は広田の弁護にあたって、I-3に記された項目にしたがって調査を行ったと考えられる。そして、そのほぼ総てを纏めたのが守島であったことが確認できるのである。また、広田の弁護団は国際問題となった事件を調査研究し、真っ向から連合国側と対峙しようとしていたと考えられる。

さらにこのことは、単に広田の弁護方針として見るに留まらない。花井はもちろん、外務省で広田の後輩にあたる守島の広田外交・広田首相時代に対する認識が顕在化しているというのは言葉が過ぎるであろうか。

しかしながら、そうした裁判史料をそのみとしての視点を越えた考え方を持って本史料と向き合うことで、これまでになかった視点が生まれ、それをもって戦争裁判研究が新たな視座にむかってすすめられるのではないだろうか。

おわりに

以上簡単ではあるが、極東裁判広田弘毅弁護史料の整理手順とその概要について紹介してきた。本史料に興味がある研究者か否かにしぼられず、多くの方々に閲覧していただけたら幸いである。

本史料の整理を終え、本稿を執筆しながらいろいろなことについて考えてみると、不思議な感慨を覚える。広田は国士館大学の前身にあたる財団法人国士館の創立に尽力した頭山満と同じ玄洋社の社員であり、花井は短い間ではあったものの国士館大学で教鞭を取った。国士館の創立には玄洋社が関係しており、その国士館が本史料を所蔵することになったことは決して偶然ではないのではないかと思えてくる。お名前はいまだここに記せないが、本史料を寄贈していただいた篤志家の方にはこの場を借りて感謝申し上げる。

また、本史料の整理に携われたことは、日本近現代史を専攻する執筆者としてはとても好運であった。戦争裁判について、まったく不勉強である執筆者にこの機会を与えてくれた比較法制研究所に感謝申しあげる。そして、本史料を整理するにあたり、本史料を扱った最初の研究者である服部龍二氏からご助言をいただいた。さらに、広田のご家族の一人である広田弘太郎氏か

らもたびたびご助言をいただいた。今回の整理作業のなかで、両氏からのお話はとても有意義であった。この場を借りて感謝申しあげる次第である。

なお、今後とも引き続き、比較法制研究所では戦争裁判に関する史料の蒐集を進めている。ご協力願いたい。

- (1) 国立公文書館に法務省が所蔵していた約6000点の戦犯裁判史料が1999年移管され、2004年公開となった。同年、宮内庁書陵部が所蔵していたA級裁判関係史料も同様に公文書館に移管された。本件については、庄司孝「宮内庁移管極東国際軍事裁判資料について-目録作業事業を終了して」（『北の丸』36号、2003年10月）を参照されたい。
- (2) 近年発刊された主な研究は以下のとおりである。参照されたい。
牛村圭、日暮吉延『東京裁判を正しく読む』（文春新書、2008年）／軍事史学会編『軍事史学：特集 戦争裁判』（第44巻第3号、2008年12月）／林博史『戦犯裁判の研究—戦犯裁判政策の形成から東京裁判・BC級裁判まで』（勉誠出版、2009年）／半藤一利他編『「東京裁判」を読む』（日本経済新聞社、2009年）・同編『「BC級」裁判を読む』（同、2010年）。
- (3) 本文にて後述するが、服部龍二は『広田弘毅—「悲劇の宰相」の実像—』（中公新書、2008年）を執筆するにあたり本史料の情報を入手し、販売前に史料を閲覧している。参照されたい。
- (4) 「広田弘毅元首相の東京裁判弁護資料発見・三国同盟を非難」（『日本経済新聞』、2007年10月22日）。
- (5) 史料収集の経過については、豊田隈雄『戦争裁判余録』（泰生社、1986年）、第18章を参照されたい。
- (6) 同上、468頁。
- (7) 同図書館に収蔵されている史料のうち、英文・和文速記録等が『極東国際軍事裁判：国土館大学付属図書館所蔵』としてマイクロフィルムにて柏書房より刊行されている。
- (8) 前掲、豊田『戦争裁判余録』476頁。並びに国土館大学名誉教授奥原敏雄談話。
- (9) 整理作業を担当した執筆者と篠塚は寄贈された時点でどのような状況か把握していない。我々が史料を最初に確認した時点で既に管理袋に入れる作業中であった。よって原秩序については未確認である。もっとも、古書店から寄贈者にわたっていることから、それを確認することは困難であろう。
- (10) この数は業者に撮影委託した際の最終結果である。
- (11) 前掲、服部龍二『悲劇の宰相』242-245頁。
- (12) 同前、276頁。

付記）今回の史料整理において、Archives 研究における蓄積を利用することは出来なかった。

Box No.	題名	年月日	概要	作成者 (差出人)
I 1-1	「事実弁明要旨」草稿		日英同盟論以て終始す／国際協調に努力／戦争犯罪の責任無し (防共協定・軍部大人現役制の役割・日支事変に關し平和解決に努力す)／戦争責任無し	
I 1-2	廣田辯護調査及證人表		日英同盟論以て終始す／国際協調に努力／戦争犯罪の責任無し (防共協定・軍部大人現役制の役割・日支事変に關し平和解決に努力す)／戦争責任無し	
I 1-3	廣田の立場の研究集 (守島)		弁護人弁論私案／「廣田の為の弁護人の弁論演説案」／第一次外相時代／廣田外相就任前の日本の政治状況／廣田外相の融和政策／滿洲國關係／廣田外相の対外交 (未成)／日ソ關係／海軍縮關係 (未成)／廣田内閣時代／廣田内閣の外交政策／廣田内閣の諸方針決定／廣田内閣の対支政策 (未成)／防共協定／陸海軍大臣現役制 (未成)／第二次外相時代／南京アトロシチナス／南京広東空襲／国際連盟諮問委員会及武府會議／九国条約及不戦条約／五年計画／重臣時代／重臣時代 (未成)／裏扉	守島伍郎
I 1-4	[証拠書類関係リスト]		証拠書類及証人提出順序表／証拠書類提出の順序、及び内訳／証拠書類の一覧	
I 1-5	[廣田弘毅政治活動年譜]		第一次外相時年譜／廣田内閣期年譜／第二次外相時年譜	
I 1-6	[弁護団側書記衆議院及び貴族院議事録抄録]	1936年1月21日 - 同年5月25日	「国務大臣答弁廣田国務大臣 第六十五回帝國議會 衆院予算委員會議事録」抄録／「第六十八回帝國議會 貴族院議事速記録」抄録／「第六十九回帝國議會 貴族院議事録第貳	

I				号」抄録／「第六十九回帝国議会 貴族院議事速記第貳号」抄録／「第六十九回帝国議会衆議院予算委員会議事録」抄録／「第六十九回議院 貴族院議事録第六号」抄録／「第六十九回議院 貴族院議事録第七号」抄録／「第六十九回議院 貴族院議事録第九号」抄録／「第六十九回議院 貴族院議事録第十四号」抄録／「第六十九回議院 貴族院議事録第十五号」抄録			
I	1-7	[昭和13年1月11日付御前会議より日支関係抜萃及び関係者述稿]		三、軍令部総長宮殿下御口述覚(草案)／極秘 二、御前会議ニ於テ大本営陸軍部トシテノ御報告(草案)／極秘 四、御前会議ニ於ケル意見陳述ノ要旨(平沼枢府議長)／附記(左記ハ前記要旨手交ニ当リ平沼枢密院議長ヨリ堀内次官ニ述ヘタル趣旨ナリ)／極秘 五、帝政府声明(昭和十三年一月十六日)／別紙甲 日支講和交渉條件細目／別紙乙 別紙甲中保障條項タルモノ左ノ如シ／日滿支三国ハ互ニ相共同シテ文化ノ提携防共政策ノ実現ヲ期スルコト／昭和13年1月11日御前會議関係史料よりの抜萃と思われ			
I	1-8	[各事件に対する広田の立場等]	1946年1月5日～同日	1-3関連資料武府會議に関する廣田の立場／支那事變に関する廣田の立場／廣田三原則決定事情／廣田弘毅泰國派遣事情／南京事件に関する外務省の立場	守島伍郎		
I	1-9	[昭和二十一年四月二十二日(月曜)十時ヨリ十二時 二十四日(水曜)十時ヨリ十二時及二時ヨリ四時三十分市ヶ谷IPSニ於テ「ハイド」検事ノ召喚		武者小路公共とIPS 質問応答抜萃			

- I 1-10 「受ケ出頭セル際ノ質問応答抜粹」写
- I 1-10 「広田の為の弁護人の弁論演説」各種問題に関する証拠資料]
- I 1-11 日独防共協定関係備忘
- I 1-12 有田八郎による「日独防共協定関係」回顧
目次及び228頁～249頁／『広田弘毅』広田弘毅伝記刊行会編1966年12月1日 中央公論事業出版
- I 1-13 「防共協定に関する広田の立場調査」
1946年11月21日～1947年3月14日
廣田弘毅伝記のコピー
- I 1-14 有田時代の対支問題
- I 1-15 米内光政供述稿
- I 1-16 「九カ国条約に関する広田の立場調査」
1947年1月3日
- I 1-17 南市難区監察委員会
- I 1-18 緘遠事件に関する外務省の立場 (1947.1.9)
- 南京アトロシテーズの問題に付いて／石射猪太郎供述稿／南京事件に関する日高信六郎元上海総領事述 (昭和二十一年十一月二十九日記)／1-3関連史料
- 有田八郎による「日独防共協定関係」回顧
目次及び228頁～249頁／『広田弘毅』広田弘毅伝記刊行会編1966年12月1日 中央公論事業出版
- 1-3 参考資料／防共協定問題に関するX氏談 (1946XII6)／防共協定に関する廣田氏の立場 (1946XI21)／堀田談 (1946IX30)／防共協定問題に関するH氏供述案上編 (1947III12)／防共協定一件日氏供述案下編 (1947III14)／三国同盟條約のアイデアに付廣田氏は全然関係なき事／廣田述 三国同盟條約一件 (1947III7)／防共協定供述案挿入資料 (1947年3月23日)／三国同盟に就て堀田正昭元イタリア大使／大島浩元駐独大使供述／花井忠作成資料写／堀内謙介
桑島主計述
米内光政供述より三国同盟関係に付き抜萃
1-3 関係資料／九国条約に関する廣田の立場 (甲) (1947I3)／九国条約等に関する廣田の立場 (乙) (1947II3)
支那上海「ジャキノ・ゾーン」ノ歴史 (原英文) 抄訳
1-3 付随史料カ
- 守島伍郎

- I 1-19 [東支鉄道買収に関する広田の立場の広田の立場調査] 1947年1月8日～同日 守島伍郎
- I 1-20 検事文書二一六一―廣田外相「リ―ロス」会談要領 「花井提出セズ」と鉛筆で書込あり
- I 1-21 菓嶋版画集 菓嶋内部における様子版画集／アートショップ出版
- I 1-22 南京及廣東空襲に関する件 (1947I19) 1947年1月19日 守島伍郎
- I 1-23 [満洲国建国等に関する広田の立場調査] 1947年1月24日～同年2月15日 1-3関係資料
1-3関係資料／満洲国に関する廣田の立場 (1947I24)／満洲国に関する廣田の立場 (改訂稿) (1947I15)／満洲国に関する廣田の立場 (改訂稿) (1947I29)／満洲国に対する廣田の立場に付K氏供述 (1947I13) 草稿／完成稿／断簡
- I 1-24 「日支事変への広田外相の立場」 「国策の基準」・「帝国外交方針」からの関連箇所引用書／「北支処理要綱」 「北支処理要綱」所引用書／別紙甲乙
- I 1-25 [支那以外に関する調査] 1947年1月26日～同日 守島伍郎
この関連箇所引用書／別紙甲乙
- I 1-26 [第一次広田外交について] 1947年1月26日～同日 守島伍郎
追稿第一 廣田弘毅第一次外相就任前の日本の政治情勢 (1947I26)／第一次外相たりし時代廣田弘毅氏の日支関係改善に関する努力に就て／(追稿第二) 廣田第一次外相時代の平和的努力 (1947I30)
- I 1-27 [海軍条約廃棄等に関する広田の立場調査] 1946年12月23日～1947年1月23日 守島伍郎
1-3次落事項／守島伍郎発花井忠宛メモ／海軍条約廃棄等に付き、弁護人論述案／華府海軍条約及倫敦条約廃棄ノ件等／海軍條約廢棄等に関する廣田の立場 (1947I23) 旧稿に代るもの也)

- I 1-29 [日ソ不可侵條約締結に関する広田の立場調査] 1947年1月31日～同2月2日
1-3関係資料／日ソ不可侵條約締結問題に関する廣田の立場／大正十五年乃至昭和八年日ソ不可侵條約問題要領／日ソ不可侵條約問題追加資料
- I 1-30 堀内氏供述参考資料 1947年1月12日～同年2月2日
堀内謙介供述資料／1-3関連資料／対中宣戦布告問題／防共協定問題／九ヶ国条約／支那事変／他
- I 1-31 [広田内閣及び外交における大陸政策等に関する調査] 1947年2月2日～同5日
1-3関係資料／（追稿第五）北支及内蒙に於ける陸軍の策動に関する廣田内閣の立場／海南島占拠に対する廣田の立場／他
- I 1-32 支那事変に関する日高述 述
- I 1-33 五年計画と廣田の關係 1947年2月21日
川越茂供述書草稿
に關する一考察
- I 1-34 昭和十一年度廣田内閣の議定せる諸方針及右に關係ある文書に關する説明
- I 1-35 川越茂供述書草稿 1947年1月1日
華北事件に關する供述書
- I 1-36 [昭和二十二年一月三日檢事提出文書の広田關係部分に対する研究] 1947年3月3日
各事項（対ソ關係・滿洲國關係・北支内蒙問題・倫敦海軍會議關係・陸海軍大臣現役制問題等）に關する檢事局提出文書との照合／各事項（路溝橋事件迄の支那問題・天羽声明・日ソ關係・海軍條約廢棄及海軍會議脫退等）關係書証一覽表／他
- I 1-37 井野硯供述 1947年3月6日
企画庁時代に關する供述／清書版

I	1-38	[天羽声明等に関する 広田の立場調査]	1946年11月25日～1947 年3月29日	昭和八年乃至十二年二月支那問題に関する桑 島供述第一号/天羽声明に関する桑島氏供述 稿/天羽声明に関する廣田の立場/支那新政 権問題に関する廣田の立場/桑島供述中に挿 入/桑島主計供述稿/桑島氏参考資料/（別 添）秘遠事件に関する外務省の立場/桑島主 計	
I	1-39	[岡本季正供述書]	1946年12月27日～1947 年3月23日	蘆溝橋事件における広田の立場/重複多数あ り	
I	1-40	柳井氏述 守島記	1947年8月29日	在滿奇稿の改組に関する柳井恒夫供述。	守島伍郎
I	1-41	岡田啓介氏述	1947年6月6日	守島伍郎の聞き取り首相。 五相会議/海軍縮小問題/東條推薦の件/昭和 一六年九月二十九日の件	守島伍郎
I	1-42	廣田述 (1947III7)	1947年3月7日・同年 8月29日	三国同盟条約関係/内閣発足時/昭和十二年一 月議會/第一次近衛内閣	
I	1-43	證人準備状況調査	昭和22年6月	証人予定者の住所一覧	
I	1-44	起訴事項卜研究問題卜 ノ関係		大陸侵略政策	
I	1-45	最終弁論 廣田弘毅個 人部門 (Def. Doc. #3106)		控え/和文	ジョージ山岡/花井 忠/渋沢信一
I	1-46	極東國際軍事裁判所 判決 C部 第九章 起訴状の訴因について の認定	1948年11月1日		
I	1-47	[陸海軍作戦経過図]	1942年5月1日	海軍作戦経過概要図 (昭和十七年五月二十日 現在) 海軍省/陸軍南方作戦一般要図 自昭	海軍省/陸軍省

- 和十七年三月十一日至現在陸軍省
「鶴沢博士草稿」という書き込み／一部抜萃
協同文化公社刊行/非売品
戦争責任研究
雑多メモ／作成者不明
- I 1-48 一般弁論書
I 1-49 手帆 菓嶋歌日記 1949年10月17日 鶴沢聡明
I 1-50 責任論 草野博士稿 有馬雨萩
I 1-51 (表紙) 木戸日記のい
きさつ(裏表紙) 東京
裁判メモ 草野豹一郎
守島伍郎のものか？
- I 1-52 極東国際軍事裁判研究
木戸日記 木戸被告
人宣誓供述書全文 1947年11月15日 極東国際軍事裁判研
究会編/平和書房
- I 1-53 歌集 菓嶋 1951年10月1日 歌集
歌集編纂委員；高橋
丹作/小林逸路/冬
至堅太郎
- I 1-54 守島伍郎発花井忠苑満
洲国関連研究送り状 送り状のみ
- I 1-55 大東亜戦争ニ敗ル、前
後 断簡
- I 1-56 極東国際軍事裁判 朝
日 野村 野村某
極東裁判に関する記事及び記者の手記並びに
メモ多数/裁判に関するノート/戦犯住所
- I 1-57 証人経費等申請規定通
知書 1947年9月8日 日本弁護士会運営委
員/花井忠苑
- I 1-58 [昭和一七、七、二閣
議決定等] 1942年3月6日・同7
月2日 占領地行政等ニ従事セシムル文官ニ関スル件
/陸軍特設部隊等臨時職員設置制
弁護団側提出書証一覽表
- I 1-59 弁護団側提出書証一覽
表 弁護団文書課
- I 1-60 [極東国際軍事裁判所
弁護人 ローレンス、
J、マクマナス関係文
書等] 1946年12月29日～1947
年6月12日 極東国際軍事裁判所
弁護人 ローレン
ス、J、マクマナス
/英国サレーイ州ラ

／リンドレーヘファーネス宛回答書（弁護文書第638号）への署名願い／ケネディーよりマクネス宛署名及証明書返送書／弁護側文書第五七三号

御手洗辰雄／齊藤正銳

Def. Doc.No. 2013／Def. Doc. No. 2088

司政長官任命経緯／フィリピンにおける（動向昭和19年以降）

詳細不明

検閲対象箇所一覧表

査閲課

ベン・ブルース・ブレイクニクによる弁論書（同人は梅津美治郎弁護士）／重複あり
最近四年間ニ於ケル満蒙関係事件一覧表
関東軍参謀部

他に「ホスケン夫人招待会に於て」収録

ラングーン俘虜収容所に関する箇所調書より抜粋

1947年7月7日

I 1-61 極東国際軍事裁判所 其
重米利加合衆国 其
他 対 荒木貞夫 其
他 官署供述書 供述
者 御手洗辰雄及び齊
藤正銳

1945年9月5日

I 1-62 昭和二十年九月五日 被
陸軍高等軍法会議 被
告人増田道義

I 1-63 緩遠事件に関する供述

2010年8月1日

I 1-64 マ司令部の新聞検閲第
六回報告（自八月一日
至十月十二日）

I 1-65 少数意見朗読の為の動
議を支持する弁論

I 1-66 自昭和二年一月至昭和
五年十二月 関東軍参
謀部 最近四年間ニ於
ケル満蒙関係事件一覧
表

1935年6月21日

I 1-67 米国の日支経済視察団
員 チアールス・ジ
エ・カロール氏との話
田住元三訊問調書 抜
粋

I 1-68

1947年5月16日

I 1-69 官報外 昭和七年六月十五日 第六十二回 帝國議會衆議院議事速記録第九号 昭和七年六月十四日閣議 決議案(滿州国ノ承認ニ関スル件)

俘虏情報局長官事務
取扱 中西貞喜

陸軍次官ヨリ関係部隊へ通牒

1947年5月20日

I 1-70 証拠第一号 UA3 俘虏情報局月報ヨリ取扱 俘虏管理改善ニ関スル件

佐藤朝生

官報より抜粋/Def. Dco. No. 2124/立会人

1947年8月16日

I 1-71 今上天皇陛下即位ノ勅語

林馨

Def. Doc. No. 1892/立会人浦部勝馬

1947年7月7日

I 1-72 昭和十六年十二月一日 御前會議ニ於ケル外務大臣説明

GF ブリウエット/
ブラナン弁護士/
フリーマン弁護士

1928年~1945年までの廣田弘毅、松岡洋石、大島浩、重光葵、白鳥敏夫、東郷茂徳の経歴
昭和二十一年九月十八日/弁護士会

I 1-73 [太平洋部門、戦争準備(陸軍)及び俘虏関係冒頭陳述]

I 1-74 主要人物経歴表

1946年9月18日

I 1-75 カニングハム氏独逸ヨリ帰朝報告

其ノ五/其ノ六

1946年11月13日

I 1-76 提出準備書類目録
I 1-77 極東國際軍事裁判 公判速記録事項対応表

アメリカ映画協会主
導 エムロベルガー
発/久保久治宛
田中新一

証人・書証・立証目的・内容要約等記載

1938年10月8日

I 1-78 日本アメリカ映画協会より久保久治宛礼状

I 1-79 極東國際軍事裁判所

III	<p>3-1 JAPAN AGAIN The Address of Major-General F.S.G. PIGGOTT, C.B., D.S.O. at THE JAPAN SOCIETY MEETING on March 5th, 1940</p>	<p>1940年3月5日</p>	<p>WAR First Serise) It gives me great pleasure to preside at today's Meeting and to see so many friends gathered together.</p>	<p>Major-General F.S.G.PIGGOTT, C.B., D.S.O.</p>
III	<p>3-2 "LEFT WING RIGHT WING "</p>	<p></p>	<p>「左翼と右翼」参考史料；戦前日本における政治団体調べ／草稿／同別稿</p>	<p>GENERAL HEADQUARTERS FAR EAST COMMAND MILITARY INTELLIGENCE SECTION, GENERAL STAFF CIVIL INTELLIGENCE SECTION 外務省条約局</p>
III	<p>3-3 政治条約ニ拠ル各国関係図表</p>	<p>1940年1月1日</p>	<p>図表</p>	<p>地図</p>
III	<p>3-4 PLOTTING CHART PACIFIC OCEAN</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
III	<p>3-5 THE COMPLETE HISTORY OF THE GREATER EAST ASIA WAR VOLUME I BY HATORI TAKUSHIRO</p>	<p></p>	<p>服部卓四郎『大東亜戦争全史』（英訳）</p>	<p></p>
III	<p>3-7 THE NUREMBERG NOVELTY</p>	<p>1945年11月1日</p>	<p>雑誌「FORTUNE」誌掲載記事抜粋稿</p>	<p>JOHN HAYNES HOLMES</p>

George Francis
Blewett

証拠申請書改訂版

III 3-9 REVISED ORDER
OF PROOF Pacific
War Military-Army
George Francis
Blewett

弁護側認証資料分類表

III 3-10 CLASSIFICATION
OF DEFENSE
DOCUMENTS TO
BE SUBMITTED
AT THE IN-
DIVIDUAL PHASE
(主題不明)

III 3-11 Leave of Absence 1945年8月27日

III 3-12 Orders 1945年8月17日

Adjustant General
P. H. Ackerman
to Major Thomas
P. Davis, M.I.

各部署への回覧資料
不在員名簿
ボストンの情報機関への出張命令書

III 3-14 AFFIDAVID by Jo-
seph C. Grew 1947年10月15日

グールの宣誓供述書

III 3-15 U.S.A. AND OTH-
ERS V. ARAKI
AND OTHERS
SEPARATE OPIN-
ION OF THE
PRESIDENT 1948年11月1日

国際法から見た日本の戦争犯罪等に関する意
見

III 3-16 THE BROCADE
BANNER The Story
of Japanese Nation-
alism 1946年9月23日

III 3-17 ARTERIES of The
PACIFIC 1943年11月8日

図表

- III 3-18 The Fight Has Just Begun 1942年9月28日 地図
- III 3-19 TENTATIVE TRANSLATION 日本の各種政策に関する資料仮約
- III 3-20 THE JAPS ARE DIGGING IN 1943年4月26日 地図
- III 3-21 PACIFIC ARENA A FORTUNE MAP 1942年9月1日 地図